

平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）議事録

1 日 時 平成 26 年 6 月 25 日（水）18：30～20：45

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階第一委員会室

3 出 席 赤間委員，阿部委員，市川委員，大坂委員，小山委員，川村委員，
久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，
中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員
※欠席：相澤委員，岩館委員，桔梗委員，中村（晴）委員

[事務局] 奥山市長，高橋健康福祉局長，佐々木健康福祉局理事，鈴木健康福祉部長，
高橋障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所
長，大類精神保健福祉総合センター主幹，佐久間北部発達相談支援センタ
ー所長，佐々木南部発達相談支援センター所長，只埜青葉区障害高齢課障
害者支援係長，伊藤青葉区宮城総合支所保健福祉課長，岡崎若林区障害高
齢課障害者支援係長，小原太白区障害高齢課長，伊藤太白区秋保総合支所
保健福祉課長，山縣泉区障害高齢課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービ
ス管理係長，都丸地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設
支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，木村主任，富山主事，高橋主事
ほか傍聴者 39 名

4 内 容

（1）開 会

（2）諮 問

市長より「（仮称）障害者の自立と社会参加を支援する条例」の制定に当たり，そのあり方について，及び「第 4 期仙台市障害福祉計画」の策定に当たり，計画のあり方についての 2 件を仙台市障害者施策推進協議会へ諮問を行った。

（3）市長挨拶

市 長 改めまして，皆様おばんでございます。

本日は大変ご多用な中，平成 26 年度の仙台市障害者施策推進協議会の第 1 回会合にお集まりをいただきまして，本当にありがとうございます。

また，日ごろ本市の障害者の施策に関しまして，特段のご理解とご協力をいただいていることにも，あわせて感謝を申し上げます。

ただいま会長に宛てて 2 件の，今期におけます協議会としてご審議いただきたい事項について諮問を申し上げたところでございます。

1 つは，改めて皆様方に申し上げるまでもなく，ご承知のとおりでございますけれども，障害を理由とする差別，これを解消推進し，共生する社会を実現したいということでございまして，これはもちろん私も仙台市のみならず，国を挙げて，さらに

言えば 1 月の条約の批准にもありますとおり、世界的な大きな流れの中での取り組みということになるかと考えております。平成 28 年 4 月から国のほうの法律も施行されますので、私としてもぜひそれに合わせるような形で、仙台市としても障害をお持ちの方々の自立と社会参加がこのまちで大きく前進していくように、そのための条例をつくってまいりたいということで、それにつきましてはやはり障害者施策のさまざまな場面を扱ってご審議をいただいているこの本協議会におきましてご審議をいただくのが一番ふさわしいだろうということで、改めて今回諮問をさせていただいたということでございます。

この問題につきましては、いろいろな進め方があるかと思えますけれども、条例の組み立てについて、協議会の中で十分なご議論をいただくということを基本には置いているわけですが、新たに諮問申し上げましたこの「(仮称) 障害者の自立と社会参加を支援する条例」に関しましては、ただ単に条例ができればそれで事になるというほど単純ではないというのはもう委員の皆様方十分ご存じのこととございまして、世の中、一般がやはりこの問題を深く受け止め、自分たちの暮らしの中でどういうふうにそれを実践していけるかというところまで踏み込んでいかないと、なかなか本当に意味のある条例にはならないのではと考えております。そういう意味では、このことを多くの障害をお持ちの皆様、当事者の皆様、また市民の皆様とともにつくっていくというプロセスが大変重要ではないかと思っております。協議会のほうにはぜひ今年度の時期におきましてはどのように作り上げていくことが望ましいかということにつきましても改めてご意見をいただければ大変我々もありがたいと思っております。ぜひ時間はかかっても、市民の皆様にじっくりご理解いただいて、そして実際に仙台のまちがこれによって 5 年後、10 年後には確かにあの時期を 1 つの節目として変わったと言われるような、そんな形になればと願っておりますので、ご尽力をお願いしたいと思っております。

また、併せまして 2 点目につきましては、「第 4 期障害福祉計画」というものでございます。ご承知のとおり、障害者保健福祉計画の 6 年間の計画の後期について、適切な進捗を図っていくための計画でございます。こちらのほうも着実に進めなければならない課題と思っておりますので、ご審議をいただきまして、私どももそれを踏まえ、しっかりと計画に反映していけるように取り組んでまいりたいと思っております。

甚だたくさんのご意見をいただいておりますが、忌憚のないご意見をいただき、十分ご活発なご議論を展開していただくようお願いを申し上げまして、私からの諮問に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(4) 会長挨拶

会 長 ただいま 2 つの諮問書をいただきました。その内容については、奥山市長のお話のとおりでございます。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

まずは、仮称でありますけれども「障害者の自立と社会参加を支援する条例」、これはすごく大事なことだと私たち委員も強く認識しております。障害者差別解消法が昨年 6 月に成立して、そこをある意味では補完するとともに、仙台の地域らしさということで条例づくりに取りかかることはすごく大事なことだと認識しておりますし、また奥山市長がお話しされましたように、これは施策推進協議会もですけれども、多くの障害がある人、市民の人と一緒に巻き込みながらみんなで考えていくということがすごく大事なことだということを、ただいま奥山市長のお話から強く私たち考えたところでございます。

それと「第 4 期仙台市障害福祉計画」、3 年計画についても、これは大事な時を迎えています。これらの 2 つの諮問に、繰り返しになりますけれども私たち施策推進協議会の皆さんとともに、そして障害がある多くの、私も障害がありますけれども、多くの方々、そして市民の方々と、やはりこの条例はまちづくり、誰もが暮らしやすいという仙台市のこれまで考えられてきたことの、ある意味ではとても大きな節目ということにつながるものだと思います。社会が経済成長型社会から成熟社会、誰もが暮らしやすい社会をつくる、このときにこの条例づくりに私たち関わらせていただくこと、これは施策推進協議会の皆さんとともに、多くの市民の皆さんとともに関わらせていただくということをお話し申し上げて、挨拶とさせていただきます。今日は皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

（市長退席）

（5）議 事

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（1）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より久保野委員の指名があり、承諾を得た。

（2）協議事項

① 「(仮称) 障害者の自立と社会参加を支援する条例」の制定について

会 長 協議事項①「(仮称) 障害者の自立と社会参加を支援する条例」の制定について、事務局より説明願います。

事 務 局 （資料 1，2，3 に基づいて説明したほか、資料 3 について、先進的に取り組んでいる自治体の方に実際に仙台においでいただき、話を伺う場や、障害者差別解消法について勉強する機会などを、会長とも相談しながら別途設けたい旨と、日程など決まりましたら、ご案内させていただく旨を補足。）
(高橋課長)

会 長 ただいま資料 1 から 3 に基づいて、事務局から説明いただきました。
ただいまの事柄について、委員の皆様から確認を含めて協議いただきたいと思いません。いかがでしょうか。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

坂井委員，お願いします。

坂井委員 他自治体の状況ということで先ほどご説明ありましたけれども、実際の状況というのはどこまでまず把握を仙台市のほうでしているのかということが1つ。

あと、これはあくまで私の希望ですけれども、今後ほかの自治体でやっていることについても、途中経過なりきっかけなりそういった流れが分かるものがあると、仙台市のほうでも比較するのに非常に便利ではないかと思いました。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長) 主に調査の内容にしているところについて、条例を定めていくまでの検討の経過の資料とか、あと事例を集めるときにどういうふうになさったのかとか、そういうことについては可能な範囲で資料を集めているところでございます。

施策推進協議会でご議論をいただく際には、そういったほかの自治体での取り組みについてもぜひ参考にしていただきたいと思いますので、第2回目以降になると思いますけれども、資料でお示しをしていきたいと考えております。

会 長 よろしいですか。ほか、委員の皆様から何かありますでしょうか。
白江委員，お願いします。

白江委員 確認ですが、国の状況の中で平成 25 年に批准と書いてありますが、私の認識だと今年の1月だと思いましたが違いましたか。

会 長 国会で成立が去年の12月4日、そして批准そのものは国連の事務総長に出して批准したのは1月20日で、そして2月19日に国内発効ということですね。ありがとうございます。

事務局
(高橋課長) 会長がおっしゃっていただいたとおりでございます。すみません。

会 長 そのほか、委員の皆様から何かありますでしょうか。
中村委員，お願いします。

中村(祥)
委 員 現状の把握の中で、大きく2つに分けてありますが、この障害者の人権擁護等に関する社会資源の調査ということの中に、通常の普通の生活、普通の就労ができる支援体制というものも含まれるのか、それとも権利擁護ですとかそういうことに限られるのかをお聞きしたいと思います。これが決定ではなくて、これに含みを持たせることができるのかどうか。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

会 長 　　ただいま事務局で考えることも含めて、お願いいたします。

事 務 局 　　この案をつくったところでは、権利擁護関係のところと考えてございましたけれども、委員の皆様からぜひもっとこういうところも調査をしたほうがいいですよという
(高橋課長) ようなご教示をいただけるのであれば、ご意見をお願いいたします。

会 長 　　よろしいですか、中村委員。お願いします。

中村(祥) 　　これは今言わないともう手遅れになるのか、これから始まるのかということですが、
委 員

事 務 局 　　これからでも、後で少し考えていただいて、アイデアをいただきたいというふうに
(高橋課長) 思います。

会 長 　　ただいまの事務局の説明は、それぞれの資料に案とありますように、まずは事務局
で考えているところを示していただいて、その辺についてまた委員の皆様と協議して
進めていくということだと思えます。よろしくをお願いします。
はい、白江委員、お願いします。

白江委員 　　検討の進め方の中で、臨時委員という言葉がありますが、このイメージを少し教えて
いただければと思います。

会 長 　　事務局、お願いします。

事 務 局 　　差別解消に関わる場所は、障害者の方が生活するあらゆる場面にわたるのだらう
(高橋課長) というふうに思います。どのような分野からご参加いただくかということについて、
事例を集める中で検討していきたいと思っておりますが、今のところ思いつくところ
では例えば交通事業者の方であるとか、もちろん当事者の方の参加ということも考え
ていますし、あとご家族ということもあるかもしれませんし、あとはひとにやさしい
まちづくりの関係の事業でいろいろ関わっている事業者の中から参加をお願いする
ということもあるかと考えております。

会 長 　　白江委員、よろしいでしょうか。

白江委員 　　人数的には、多分今後の検討課題ではあると思いますがどれぐらいの規模でお考え
ですか、事務局としては。

事 務 局 　　5名くらいで考えております。
(高橋課長)

会 長 よろしいでしょうか。
市川委員，お願いします。

市川委員 今回の白江委員の質問と関連しますけれども，やはり臨時委員の方々が入っていただいて議論するというところのタイミングを，やはりある程度具体的に示していただいたほうが，我々も話の進め方としてはどういうスピードでどういうふうにやっていったらいいかということが見えてくると思うので，大事なことはいろいろ次回に繰り延べしたような感じがしますが，なるべく早くお示しいただきたいということ。

それから，例えば現状の把握のところ対象団体 7 団体がありますが，差別という問題については私の立場で言うと就労の場面，雇用の場面ということもあるので，やはり当事者の団体さんから話を聞くのはよろしいのですが，そういうふうな就労とか雇用とかに関係した団体とかにも聞かれたほうがよろしいのではないかと思います。

それからもう一つ，実施の体制としましては，障害者施策推進協議会の委員 2 名とありますけれども，ここは少し私さきほどお話ししたところと関係しますけれども，ここにも臨時委員の方が早く決まれば臨時委員の方でも行ける方を加えていただいたほうがよろしいのではないかと思いますので，ご検討いただければと思います。

会 長 ご意見ありがとうございました。
事務局，ただいまの市川委員のお話に，お願いします。

事務局 臨時委員については，今いただきましたご意見をまた事務局のほうでも検討いたしまして，なるべく早くスケジュールなどをお示しするようにしたいと思います。

会 長 目黒委員，お願いします。

目黒委員 千葉県とさいたま市で 2 つ条例ができ上がっているようですけれども，この名称は大事だと思いますが，どの段階でこの名称になったのかとか，その名称に込められた思いとか，そういうのが分かるといいと思います。

それから，実際に現地に行って調査とか見せていただくときに，行政の方から多分説明をしてもらうのか，よく分からないのですけれども，そうではなくて推進会議であるとか市民会議がどのように進められているのかをみただけですごく分かるところがあると思います。そういうのを見学させてもらえると，イメージをつかみやすいと思います。資料がたくさんあっても，みただけでため息が出てしまうような気がしますので，できれば実際の現場といたしますか，そのところを見せていただけるような形になればいいかと思います。

会 長 事務局，お願いします。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

事務局
(高橋課長) 訪問先のご都合にもよるとは思いますが、なるべく希望がかなえられるような形で考えていきたいと思えます。

会長 中村委員、お願いします。

中村(祥)
委員 施策推進協議会自体のテーマというのがたくさんあり、また大きな 2 つの諮問という中で、この重要なことを施策推進協議会の会議の中でやるのではなくて、例えばプロジェクトチームですとか特別委員会ですとか、何かそんなものをつくって、じっくりやるというふうなことは可能なかどうか。

会長 可能なかどうかということも。

中村(祥)
委員 そうしたほうが丁寧なのではないかという意見も含めてなんですが。

会長 というご意見ですが、この辺について事務局で今答えられることがあるのか、またこういうことも含めて検討していくのか、その辺のところをお話できるのであればお願いします。

事務局
(高橋課長) ささまざまな情報を整理していくことになると思えます。ただ、この施策推進協議会の委員の皆さんとこのことについてもぜひ共有しながら考えていきたいということもありまして、今の段階でワーキングをつくるということではなくて、委員の皆さんと一緒にまずは共有しながら、どういうふうにしていったらいいのかということを考えていきたいということで、今このような体制を考えております。ただ、これから進めていく上で、たくさん整理をしていかなければいけないことがあって、やはりワーキングとかあったほうが進めやすいというような状況がありましたら、会長、副会長ともご相談をさせていただきながら、検討をしていきたいと思えます。

会長 そのほか、いかがでしょうか。
久保野委員、お願いします。

久保野
委員 先進地調査の対象として千葉県とさいたま市を選ばれた理由というのを教えていただきたいのが 1 つ目の質問です。といいますのは、先ほど 9 つの先例があるとする、それらがどういうものかというのを情報を次回いただけるということではありませんけれども、9 つの条例が同じようなことを定めているのか、ずいぶん異なるのかといったことにも興味がありますし、そのように 9 つある中で 2 つ選んだのが内容が特に注目すべきで、例えば仙台市が参考にできるという内容が含まれていると、積極的に今の時点の判断としては、後で修正されるかもしれませんが判断してというようなことがあるのか、あるいはもう少し現実的な、地理的なこととかのあたりを

教えていただきたいというのが1つです。

もう一つが、その内容のイメージを持っていくときに、千葉県にせよさいたま市にせよ国の法律ができる前の条例だと思いますので、国の法律ができたことによって何か違う、例えば国の法律に任せればいい部分があったとか、あるいは国の法律ができたことでかえって地方としてはもっとこういうところが足りないと、今までの自治体よりも意識しなければならないことができたとか、何かそういう事情の変化がありそうなのかという点について、後者の点については今の時点のことと、あと今後何か情報を追加していくとしたら、例えばそういうことについて専門に研究されている知見を活用する方法ですとか、あるいはそういうのを委託できる方法があるかというようなことも、可能性も含めて教えていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長) まずこの2つを選んだ理由でございますけれども、千葉県についてはやはり最初に条例をつくられたということで、さまざまな事例の蓄積、それから解消していく取り組みの蓄積ということがあるだろうということで、まずは行ってみたいというふうに考えております。久保野委員のご意見にありました、法ができた後と前とで、何か環境といいますか取り組みが違ってきているのかというようなことも伺えるのかと考えております。

さいたま市につきましては、この条例については県レベルでつくっているところが多い中でございますが、政令指定都市でまず最初に取り組んだということと、あとこの資料にも書いてありますが100人委員会というような幅広に市民の方、障害者の方に参加していただきながらつくり上げたという条例でもありますので、その点から市民とともにつくるということを仙台市として非常に大事にしたいと思っておりますので、ここについても実際どうだったのかということについてお伺いしたいというふうに考えておまして、この2つを選んでおります。

それから、法ができたことでの事情の変化、知見の活用ということについては、今は把握をしていないので、何か参考になるものがあれば調べてみたいと思います。

会 長 視察に際してのポイントということですので、またそのときに。事前にも連絡していただければということでもあります。

はい、久保野委員、お願いします。

久保野委員 分かりましたけれども、法律ができたもとで条例をつくらうとしているので、そのあたりは、先進調査は割と早目に実施される予定だと思いますので、できたばかりの法律で、まとまった情報として把握するのはなかなか難しいところは正直あると思いますけれども、急ぎの課題として取り組んでいただく必要があるというふうに改めて、すみません、意見させていただきます。

会 長 黒瀧委員，お願いします。

黒瀧委員 ただいま千葉県，さいたま市という関東圏内に絞っていらっしゃると思いますが，私でしたらどうせやっていたら千葉と北海道とか別なところに，北海道は広域に，土地が広いのでかえって大きいいろいろなものがあると思います。かえって差別といいますか，北海道というのは昔からいろいろなところから集まって成り立っておられるので，障害の方々もいろいろな活動を活発にやっているところなので，いろいろなところから見せていただけたらうれしいです。お願いします。

会 長 ご意見ということですよ。

事務局 次回以降，ほかの調査を，今回実際お邪魔して調査をするところ以外の自治体の取り組みについてもお示しをしていきたいと思ひます。

会 長 まずはこの2つの，千葉県とさいたま市の視察ということがまずは最初に出てきましたということと，先ほど事務局の説明にもありましたけれども，視察だけではなくて先進地から来ていただいて，何よりも大事なのは関係するさまざまな情報について私たち自身がしっかり学ぶということがすごく大事ですよ。その一番最初がまずは千葉県とさいたま市ということであり，そしてそのときに必要なポイントについては目黒委員からも久保野委員からもございましたという理解で，まずは進んでみましょうということだと思いますけれども，よろしいでしょうか。

白江委員，お願いします。

白江委員 先ほど市長のお話の中でもありましたし，市川委員や中村委員からも出ていたのと通じると思いますが，制定にはプロセスが非常に大事だということだと思いますが，時期的にいつごろを条例制定の目標にされているのか。あるのかないのかも含めてですが，その辺はいかがでしょう。何か急いでおられるような印象を感じているのですが。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 資料1の裏面のほうにお示しをしておりますけれども，障害者差別解消法の施行と合わせるような形で平成28年の4月を目標に頑張りたいと考えております。

会 長 白江委員，お願いします。

白江委員 この辺は流動的に考えていいものなのか，もうこの辺に目標を設定されて，ぜひこの時期にとお考えなのか，その辺はどうなのでしょう。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

事務局
(高橋課長)
会長
今のところは、ぜひこのときにと考えております。
よろしいでしょうか。
佐々木委員、お願いします。

佐々木
委員
せっかく障害者団体などと意見交換をしたり、事例の収集だったりをして、そこで課題だったり問題点だったり、そういったところが見えてくると思うので、まずはこの2カ所を視察をさせていただいて、勉強させていただいて、順番として少しどういふふうになるかはありますけれども、その後おいでいただくときには、できれば課題だったり問題点がとても似ているところだったり、あとまちの状況が似ているとか、そういったところを踏まえて、そういったところの先進地を選ばれるというのがいいのではないかと思います。

会長
佐々木委員にお話ししていただいたように、まずは始めるというところでこの2つの地域、そしてまたその情報を視察に行かれた方は私たちのこの協議の場、私たち自身も勉強していきましようというようなことで、さらにまた課題が見えてきたらその対応をするということに取り組んでいくことだと思いますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

さて、先ほど調査、先進地視察についてということでありまして、このときには施策推進協議会委員3名、事務局職員2名、計5名でというお話でありました。この調査委員についてですけれども、委員の方から3名ということでございます。このことに関しまして、私からの推薦といたしましてはまず調査委員の代表及びまとめ役として大坂副会長に行っていたきたいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

そしてまずは最初の調査ということで、その上で大坂副会長と実は事前にいろいろ協議いたしました。その話し合いの結果は、お一人につきましては障害のある当事者の委員の方に行ってもらったらどうだろうか。そしてもう一人については、障害のある方のご家族の委員がよろしいのではないかと、大坂副会長と考えたところです。

時間的なこともありまして、そして大坂副会長とまずは考えて、いろいろ検討したところ、当事者の委員といたしましては坂井委員に、そしてご家族の委員としては目黒委員にお願いできればよいと2人で考えたところですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

まずは最初といいますか、まずは始めてみましょう。先ほどのいつまでつくるかということもありますので、まずはその3人の方をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(意見なし)

では、この調査に行く施策推進協議会の 3 人の方ということをご決定させていただいて、また先ほどの続きのことも含めて皆さんから確認したいことなど、そしてまた 3 人の方が視察に行かれる場合のポイント的なことについては、今、または後でファクスか何かで連絡するということがあります。ということをご踏まえた上で、よろしくご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

実際に視察のポイントが明確になっていることによって、それを先方の先進地で準備していただければすごく速やかな調査ができるわけですし、そしてこれは何度も繰り返していますけれども私たち自身が臨時委員の方々とともに一緒に勉強していく、そして市長のお話にもありましたように、その上で臨時委員の方も含めた私たちだけではなくてこの議論、検討を障害がある市民、障害のない市民に広げていくということがすごく大事だと思います。そのようなことも踏まえて、委員の皆様からご意見等ありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

まずは坂井委員、目黒委員、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

お引き受けになっていただいたからまた浮かぶこともあるかもしれませんが、ほかの委員の皆様からも何かございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

市川委員、お願いします。

市川委員 視察に関係しないことでもよろしいですか。

会 長 はい。

市川委員 この条例の仮称の取り扱いについては、前回障害者の差別のことを取り上げるのに、この協議会として取り組む姿勢としてはこの条例の仮称ではちょっと何か中身が見えていないのが私としてはあまりそぐわない感じがするのと、仮称そのものが結局、危惧するのはこのままこの条例の名前になってしまったのでは私も、どうなのかと思うので。その辺の仮称の取り扱いについて、我々の段階で仮称も検討できるのか、これは事務局でつくられたのか会長が入ったお話なのかは分からないのですけれども、その辺はどうでしょうか。

会 長 これは事務局から出てきた 1 つのたたき台といいますか、仮称なので、この中身については条例を策定する中でなるべく早い時期に皆さんの意見とともに取りまとめていくと思っているところですが、事務局、それでよろしいですか。

事務局 (高橋課長) あくまでも仮称でございます。前回お示ししたものをそのままお出ししているところですが、どういう名称がふさわしいのかということについてもぜひご意見を頂戴したいと考えております。

会 長 今その名称の議論をすることもできるし、まずは先進地の報告も含めて私たち自身が中身を深めてからの名称の検討ということもあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 仮称にしても少しひっかかるので、「自立と社会参加を支援する条例」となっていますがけれども、支援というのは少し違う感じがいたします。むしろ障害当事者の課題というよりは市民的な課題なので、中身はしっかりさせて、分かりやすい名称にすることが私はいいと思いますけれども、その場合は「支援」ではなくて例えば「推進」とか、あるいは「市民条例」とか、そんな形のほうが積極性を持つというふうに思っていました。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋局長) 確かにそのとおりだと思います。障害者が常に支援される側の立場であるというわけではないと思いますので、そこはやはりしっかり捉えた上で、市民全員にアピールするような条例というのはつくらなければいけないと思っております。ですから、名称についてはこの推進協議会の中でやっていきたいと思っておりますが、今のご指摘についてはそのとおりだと認識しております。

その上で、今回の経過を見ますと昨年の 6 月に障害者差別解消法が成立をして、12 月に条約の国会承認、そして 1 月に条約の批准。この中で、私が一番感じますのは、障害者を含めた社会のいわゆる共生社会のあり方そのものが問われている、日本の社会のありようが根本的に変わろうとしている、その画期的な歴史的な 1 つの変わり目にこの法律なり条約の批准というのがあると私は認識しております。

ただ、その上で現実の問題として、我々人間というのは本質的に、あるいは本能的に人と比べるということをやります。そのときに、比べたその感情を差別とか偏見という形であらわすのか、それとも理解、乗り越える、あるいは共生という形であらわすのかは、恐らくこれまではその方々の教養であったり教育であったりいろいろなもの、社会背景であったり家族の背景であったり、そういうことでできたと思っておりますが、今回この条例をつくるに当たっては、これは単に条例をつくれればいいという話ではありません。きれいな条例をつくれればいい、ほかの都市の条例を見て、あるいは国の条文を見て、それに合ったきれいなものをつくれればいいとは我々一切思っておりません。やはり現実を踏まえなければならないと思っております。そういう意味で、この資料 2 にありますように、障害者の団体あるいは障害者本人から、自分がどのような差別を受けているのか、あるいはどのような偏見を受けたのかということをつぶさに調査することがまず大前提だろうと思っております。その上で、それをこの推進協議会の中でも共有して、さらにそれをどうするかということ、そういった現実があるということ、それを一般市民に示す必要があります。それに対して市民はどうあるべきか、ということ

で、ただ単に障害の差別はよくありませんという、そんな話ではないと私は思っております。だから、この条例をつくるのは単に条例をつくるだけじゃなくて、条例をつくる過程の中で障害者も、それから障害者でない方も、いろいろな方がお互いの意識啓発をしながら、それこそ差別のない、あるいはお互いを理解する、そういった社会をつくるための 1 つのステップ、その過程を通過して最終的に条例という形になると私は考えています。ですから、確かに「支援」という言葉が望ましくないというのは当然私も理解しておりますので、その表現については次回は見直したいと思っております。

会 長 まず仮称としても、正式な名称は後からになるにしろ仮称自体もしっかり検討したほうが良いということで、これにつきましては今時間を限ってちょっと議論させていただいていいですか。

諸橋委員 いいお答えをいただいたと思っています。

会 長 ではまた、次の議題もありますので、次回仮称自身も検討する、そして最終的なものは協議会でしっかり検討して、市民の方、障害がある市民、障害のない市民とともにしっかりつくっていくということでよろしいでしょうか。仮称自身について、次回とはとにかく仮称自体としても変えましょうということですよな。
白江委員、お願いします。

白江委員 今の事務局のお話に全く同感でございます、市長の話とも通ずるところだと思っておりますが、であればなおのことスケジュールというのは、もちろん目標とするのは私は必要だと思うのですが、平成 28 年 4 月に条例施行ということにこだわってしまうと、今のプロセスがどこかに飛んでしまわないか、やはり丁寧なやり方が欠けてしまわないかという心配をどうしても持ってしまいますので、ぜひその辺慎重にということか、しっかり考えていかなければならないと思いますので。当事者の方の意見といたしますか、むしろ主体的に聞いていかなければいけないし、その方が中心になってご意見が出るような体制というのはとっていかないと、臨時委員の問題もありますけれども、ぜひその辺だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 久保野委員、お願いします。

久 保 野 委 員 実は現在の仮称を確認しましたら障害者基本法がこの表現を使っております、今の文脈で言うと問題があるかもしれないけれども、国の法律が使っているので、それを形式的にとっただけですという形で使い続けるという可能性があるかとは一方で思ひますが、他方で今出ているご指摘というのがとても重要なものとも思ひまして、ただ逆に、もしそうであるのであれば、2 回目の協議会というのはご提案のスケジュー

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

ールでいくと課題・論点の整理が終わった後ということになっていきますので、そうすると現状の把握のための事例収集などは全てこの仮称を使って行われるということになるかと思うのですが、それでよいのかと。当事者の方の事例収集を最初に持つときにこの仮称を使って、でも第 2 回協議会で検討しますということでもよいのかというのが気になるところです。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋局長) その仮称云々という表現を使わずに，条例をつくりますということだけで，いろいろな調査をしたいと考えております。

会 長 久保野委員，お願いします。

久保野
委 員 すみません，今の答えがよく分からないのですが，そうするとこの名前を使わずに全てを進めていくということなののでしょうか。第 2 回協議会まではそうしますということと理解してよろしいのでしょうか。

事務局
(高橋局長) 仮称表記自体は，今後いろいろな調査をする上では必要性はなく，条例をつくるという方針があればいいだけだと考えております。たまたまここに書いていますけれども，先ほどいろんなご提案をいただいて，「支援」という言葉は望ましくないという話があったので，私もそうだとということで理解をしたので，この仮称の名称は使わないということにいたします。

会 長 どうでしょうか，委員の皆様。仮称を使わないで進めることができるのであれば。ただし，この条例の意味をしっかりと周辺できちんとしながら，名称は使わないでということでありましたけれども。
佐々木委員，お願いします。

佐々木
委 員 せっかくですから，仮称自体も団体にご意見をお伺いするときに実際にお聞きすることはいかがでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長) 条例をつくるとしたらどういう名称がいいかというようなご意見はお伺いすることになると思いますけれども，委員の皆さんが気にしておられるのは，いろいろな説明をしていくときに，その仮称の名称が出るのではないかということだと思います。先ほど局長が申しましたように，具体的には仮称名称ではなくて，例えばですけれども障害を理由とする差別を解消するための条例を検討したいと思っているので，その

差別の事例についてお聞かせくださいというような説明の仕方をすると大丈夫ではないかと思います。そういうことで局長はご説明させていただいたと思います。

事務局
(高橋局長) 今、課長がお話ししたとおりです。仮称名称で硬い話をするのではなくて、仙台市は障害者の差別を解消する条例をつくりますと、それで十分事足りるので。私は必ずしもそういうふうに役所的に仮称云々ということをやめる必要性はないと思っております。ただ今回の資料には入っていますけれども、そういう形で進めたいと思えますし、それから名称については市民の方からいただくという方法もあるかもしれませんが、最終的にこの協議会の中でどういう名称が望ましいかということ、例えば答申をしていただく、それに基づいて仙台市がそれを了とすればその名称で条例をつくるという手続になるかと思えます。

会 長 では、その仮称ということをつけるとかえってそれに縛られてしまうということで、私たちが検討を進める中で名称が出てくるということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。
坂井委員、お願いします。

坂井委員 今回のこの会議も含めてですけれども、市民に対する広報という意味も考えたときに、当然ホームページ上とかでこの会議自体の議事録等は載るとは思いますが、この会議がまず始まったということはアピールしないといけないと思えます。その関係もありますし、結局その後の流れるなもの、どういう形がいいのか私も分かりませんが、仙台市のほうでもこういうことをやっていますよという形でPRしていく必要があるのではないかと思います。

会 長 市民の方にも一緒に考えていただくということであるわけだから、しっかりPR、広報活動をしていきたいと思いますよ。はい。その辺事務局、よろしく願いいたします。
市川委員、お願いします。

市川委員 今のお話と違いますけれども、いいですか。

会 長 まずこの名称についてはそのように取り組んでいくということ、そしてもう一つはしっかり広報をしていかなければいけないということ、そのことの確認ですよね。ありがとうございます。
市川委員、お願いします。

市川委員 資料2の現状把握の、一番上のところに概要で(1)(2)とありますけれども、(1)のところに障害者に優しい取り組みが好事例というふうに書いてあります。ただ、先

ほど高橋課長がここのところを別な言い方をされたのは、差別解消に積極的に取り組んでいる事例を探すというふうにおっしゃいました。だから、優しい取り組みというとか何か温情的にやっているような、そういう事例と思われても私は困るので、気持ちは確かに大事ですが、後段のほうの「差別解消に積極的に取り組んでいる事例」というふうに、やはり目的のところをはっきり書かれたほうがよろしいのではないかと思います。

（「賛成」の声あり）

会 長 そしてまた委員の方から「賛成」ということもありましたし、そのように高橋課長の説明も差別解消に積極的に取り組んでいる事例ということもありましたので、そのようにしてこれからこの文章が出てくるときには使っていくということでよろしいでしょうか。

では、この条例についての検討と、もう一つ障害福祉計画についての検討がありますので、そちらに移らせていただいてよろしいでしょうか。

（意見なし）

②「第 4 期仙台市障害福祉計画」の策定について

会 長 協議事項の②「第 4 期仙台市障害福祉計画」の策定についてということで、事務局より説明願います。

事 務 局 （資料 4、5 に基づいて説明したほか、資料 5 については、条例、計画双方の今後の審議の経過によっては回数を増やして審議していく場合もあり得る旨を補足。）
(高橋課長)

会 長 ただいま資料に基づいて、仙台市障害福祉計画の策定のポイントをお話いただきましたし、併せて条例も含めたスケジュールについてもお話が事務局からありました。またそのときには、回数については進行によってももちろん増えることも想定されている、先ほどから視察されてまた勉強しましょうとか、先進地から来ていただくということも含めると、回数が増えることも十分にあり得るということですよ。まず何よりも私たち自身、臨時委員の方も含めて、そして多くの方々がこの条例についてしっかり取り組むことがなければ、いい条例はできないわけだということを再確認しながら、ただいまの説明も含めて皆さんからご意見とかいただければと思います。確認も含めてです。いかがでしょうか。

では、協議事項の②についてはよろしいですか。

市川委員、お願いします。

市 川 委 員 このスケジュール案の中で、案が決まったらパブリックコメントと。これは多分行政の手法として広く意見を聞かなくてはいけないということで、パブリックコメントとしたのでしようけれども、去年も実際パブリックコメントをやって、それじゃあまり効果がないから、期待できないからということで関係機関とかに文書を出すように

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

お願いしたと思います。そうやっていただいた経緯があります。ですから、なかなかパブリックコメントといってもそんなに皆さん関心を持って見て、ご意見をいただけるかという、それこそなかなか難しいような気がしますので、もし去年と同じような手法がとれるのであればそのようにしていただきたいというのが希望です。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長) もちろんパブリックコメントという手法だけではなくて、関係の団体とか関係の機関の方にもご意見をお伺いする予定であります。

会 長 そのような提案も協議会の委員の皆様と議論の中で行っていく必要があるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(意見なし)

では、ひとまず報告事項に進めさせていただいて、またもとに戻ることもあり得るかもしれないという前提で、報告事項に進めさせていただきます。

(3)報告事項

① 平成 26 年度障害者保健福祉施策の概要について

会 長 報告事項，①平成 26 年度障害者保健福祉施策の概要について，事務局から説明願います。

事務局
(高橋課長) (資料 6-I，6-II に基づいて説明。)

会 長 ただいま事務局から 26 年度の障害者保健福祉施策の概要について説明がありましたけれども、ただいまのことに关しまして委員の皆様から追加の情報とか、または確認とか、ありましたらお手を挙げて意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

白江委員，お願いします。

白江委員 新規事業で 2 ページの下の方の難病患者サポートと重度障害者サポートにまたがって 3 つ挙がっていますが、普及啓発と、それから要医療的ケアのグループホーム、それから短期入所推進、この 3 つの新規事業をもう少し具体的なイメージといひますか進め方というのを教えていただきたいです。

事務局
(石川課長) 重度障害者サポートについて、新規事業 2 つ、②と③でございますけれども、②につきましてはグループホーム、障害のある方の住まいの場として重要だと思ひておりますので、こちらの整備については積極的に進めていきたいと。その中でも、重い障

害のある方、医療的ケアが必要な方が今後増えるであろうということの中で、そういう方もグループホームに入所できるよう、医療的ケアが必要な方のサポートをするための人材です。この部分を補助することで、グループホームの運営が成り立つようにという形での新たな補助、これを考えているということ、今年度できれば開始したいということで予算措置をしたところでございます。

それから、次の③の医療型短期入所、これは新規で 26 万円弱の予算になっていませけれども、医療が必要な障害のある方で短期入所、ショートステイのほうをご希望される方の声が大きく届いております。医療型の短期入所ということですので、具体には医療機関への短期入所事業が仙台市では必ずしも十分ではないのではないかとということもあり、先進的な取り組みをしている自治体がありますので、そちらへの視察等も含めて調査をしたいと考えており、加えてここに有識者懇談会と書いてありますけれども、まず関係する方々に今の状況や、今後どういったものに取り組みばいいのかというようなところを伺う会をつくって、お話を伺いたいと考えているところで予算措置をしたところでございます。

重度障害者サポートについては以上です。

難病患者サポートの新規事業については、障害者総合支援センターの所長のほうからお話いたします。

事務局
(金子所長)

障害者総合支援センターの金子と申します。皆様にはいろいろと日ごろよりお世話になりましてありがとうございます。

難病患者の方々の理解啓発について、ご報告させていただきます。

今、難病のことが注目をされておりますが、例えば医療機関にとっては福祉制度のことを知らないとか、福祉関係の機関については医療のことを知らないとか、また市民にとっては難病について理解が不足しているとか、それぞれの分野でそれぞれになかなか理解が進んでいないところがあるということから、今既に医療機関については個別に訪問させていただいて、ソーシャルワーカーの方とか医師の先生方に制度についてご説明をするというようなことは、パンフレット等をつくって既に実施しているところでございますが、また福祉制度サービスについては患者さんの方々に医療相談会ということで相談会を実施しているということでございます。なお、今年度新規事業として、市民の方々にご理解をいただくために、難病に関する講演会等を実施すると、そういったことでの予算化をしてございます。既に講師の方については選定が終わっております、皆さん方も既にご存じかと思っておりますけれども、大野更紗さんという、国の委員もなさっている方で、その方をお呼びして講演会を開催するようなことを予定してございます。

会長

白江委員、よろしいでしょうか。

では、黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員

その他のところを見て、数字があまりにも少な過ぎるということで、すごく悲しくなりました。それは、新聞報道によりますと新市立病院、医師が不在。不在ということがあまりにもショックが大きいことですね。1人もいないということと同じ状態になっていますので、それは私たち精神障害者の家族会、一応私代表としまして今からも大きく行政の方々に力をかりて、国のほうに大きく声を挙げていただきたいと思います。宮城県は県立病院1つ、そこに皆さんが集中しているわけですね。名取の県立病院はもうパンクですよ。もうそういうことを考えますと、前にもおっしゃいましたけれども仙台市の市立病院、せっかく病棟をつくっていただいて、今までの状態と同じになるようで、私とっても寂しゅうございます。本当にどうぞよろしく願います。これはもう本当に私だけじゃございません。もう精神疾患を持っている、本当に今まで亡くなっていった方々が子供たちに申し送りをしているという状態と、今現実、昨日も90歳の方から電話がありまして、もう何とかしてほしい、子供がいられる場が、子供といっても五、六十歳の娘さんですけれども、何とかしてほしいと。国のほうに、仙台市は何をやっているのかというように言われまして、それはもう少し時間がかかるということにはなっていますけれども、よろしく願います。

新聞報道にどんどん載っています退院促進ですね、記事が今ここにありますがけれども、病院を閉鎖して、地域に移行するということは私もとても賛成です。ですが、その中で今まで10年も20年も病院の中にいられた方が、社会性は全然ない状態になっていらっしゃる方、いくら行政の方が病院の一角を用意していただいても、病院にいたのと同じですよ、病院の中にこういう状態をつくっていただくということは。一応国のほうも予算というものがあるでしょうけれども、都道府県に最低1つずつだけでも徐々にグループホーム、ケアホーム、最終的にはケアホームですね、私たちが望んでいるのは。それを1カ所でも早くつくっていただきたいというのを国のほうに要請していただきたいですけれども、よろしく願います。

会 長 では、事務局、願います。

事 務 局
(佐々木理事)

市立病院の精神科救急、その核となります精神科医の確保につきましては、ここ数年各方面の先生方と協議を行いまして、何とか確保したいなということで取り組んできておりますが、現実なかなか精神科医が医者の中でも少ないという部分と、それから単科病院ではなくて総合病院で勤務していただける先生となるとまたハードルが高いという現実がございます。それで、予算が28万6,000円と、ほかのさまざまなサービス供給の事業に比べて少ないのは、この予算は精神科医を確保するために市内あるいは県内の病院長あるいは専門の先生方とどうやって確保したらいいかという協議の場の予算でございまして、申し訳ございません、例えば実際に精神科医の人件費ですとか、さまざまな確保のための施策になりますと、市立病院そのものの予算になりまして、私のほうはその確保のためのいろいろな協議の場ということでここを用意させていただいております。お話ありましたように、私ども、それから市立病院を

含めまして精神科医を確保できるようにさまざま手だてといたしますか、各方面に足を運んでお願いしてまいりたいと考えております。

それから、退院促進の関係でございます。精神科病院の患者さんの退院促進につきましては、もう 10 年来国のほうで打ち上げて、やっていただいておりますけれども、そのための中間的といいますか、今お話ありましたようにグループホームですとかケアハウス、こういった部分の整備が必要ですし、それに向けて途中の例えば、はあとぽーと仙台のそばのウィンディ広瀬川のような施設も仙台市としてつくっており、少し歩みは遅いと映られるかもしれませんが、まずそういったことでいろいろな取り組みを進めて、少しでも社会復帰ですとか地域生活が営めるような手だてを講じてまいりたいと。これは今後とも継続して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

黒瀧委員 すみません、もう一つよろしいですか。

新市立病院の件ですけれども、宮城県では東北大学病院の医師でなければ派閥争いで大変だというのは昔から聞いている話ですけれども、去年、私は奥山市長とお話しすることがたまたまありまして、全国には精神科の医師はたくさんいるけれども、我が家もそうですけれども難病、身体と重複している患者を診る医師は、全国に 5% ということですね。そのたった 5% の中で確かに非常に難しいことは分かるのですが、全国の中のどなたでもいいので、宮城県に 1 人もいないということ自体、この政令都市がある宮城県に 1 人もいないということがとても不思議でしょうがありません。どこからか 1 人でもいいので。今我が家も 60 代の医師の先生が診てくださっています。両方の。けれどもいずれは年齢も上になって、難しい状態になりますので、そのときにと申しますと今から仙台市のほうで力を入れていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 (佐々木理事) これまでもさまざまな方面に精神科医確保ということでやってまいりました。また、これはきちんと確保できるまで引き続き各方面への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

黒瀧委員 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 (高橋局長) 具体的に今精神科医の確保に向けて取り組んでいるやり方としては、確かに東北大学病院の精神科の医局に要請をしておりますが、東北大とも連携をしながら市立病院なり我々のほうで、東北大学を卒業した方で他県に精神科医として勤務されている方、あるいは精神科医として仕事をされている方がおりますけれども、そういった一つ一つのつてを頼って、仙台に戻ってこられる方がいらっしゃればという、そういうことでの取り組みもしております。それがどの段階で結びつくかは分かりませんが、市立病院では単科病院では対応できない身体合併の精神科救急を担うというこ

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

とで、1つの政策的医療として打ち上げてやっておりますので、その医師の確保というのは喫緊の課題だと考えておりますので、一生懸命やっているというところをご理解いただきたいと思います。実際精神科医そのものが全国的にやはり少ないということもございますので、その中でどう仙台市内で働いていただける精神科医の先生を招聘できるかということについて今取り組んでいるところです。

黒瀧委員 どうぞよろしくをお願いします。

会 長 そのほか、報告事項の①に関しまして皆様から情報とか確認とか、よろしいでしょうか。

（意見なし）

② 平成 25 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

会 長 報告事項の②平成 25 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、事務局から説明願います。

事 務 局
(石川課長) （資料 7 に基づいて説明したほか、実績は、6 月 9 日から市ホームページでも公表していることと、25 年度の調達推進のため、各局、それから区役所、企業体のほうに障害者支援課職員が出向いて、調達方針の趣旨説明など協力を求めたほか、庁内の職員向けホームページで調達方針の周知を図る取り組みを行い、25 年度は 24 年度に比べて新たに 9 つの課で障害者の施設から購入を始めたという結果に結びついた旨を補足。）

会 長 今、事務局から説明がありました。このことは以前もいろいろ委員の皆様からご意見、確認等あったことでもございます。いかがでしょうか。

はい、市川委員、お願いします。

市川委員 まず目標が達成できたということについては私も努力だと思います。

そこで、二、三ご質問させていただきますけれども、この役務の中で件数がゼロで金額がゼロという表示がなされているのは、これはあえてゼロを表示したというのはどういうことなのでしょう。

それから、見ますと結構調達されている部分が限定されている印象があります。それをもう少し広げていただくためにどうすればいいというふうに考えていらっしゃるか。逆に言うと、今まで我々もミスマッチをなくそうということで情報提供とかそういうことをさせていただいたりはしておりますけれども、何か新しい展開のようなこと、こういう実績に基づいて何か新しい展開のようなことを考えていらっしゃるのか。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

それから、この全国的な実績は厚生労働省のほうで6月末にまとめて、またそれが公表されると思うので、そうすると他の自治体でどのような物品を調達しているかというところが分かると思うので、ある意味でそういうのを参考にされて、仙台市のほうで活用できるものがあればいただきたいと、これは要望です。

会 長 事務局、お願いします。

事務局
(石川課長) まず、この2の表のゼロの欄があるところですが、これは先ほど厚労省が全国の実績をまとめて報告というお話があったかと思いますが、そのとおりで、その報告の様式に情報処理・テープ起こし、それから飲食店の運営、その他役務というような項目がありましたので、その報告例に基づいてこの表を作成していることから、実績のない項目があることをご理解いただければと思います。

それから、ミスマッチの件についてですが、それぞれ施設等の方々と行政側がこういうものがあれば助かるというような、受注と供給といいますか、そういったところのお話ですが、我々のほうとしましては障害者就労施設の皆様が販売している商品を市役所に届けていただいております、施設で取り扱っている商品を写真入りの一覧表を作成し、庁内のホームページに掲載しまして、購入を予定している課でそれを参考・確認していただきながら、購入に結びつけるような取り組みはしております。この辺につきましては、仙台市のみならずホームページで市民の皆様にも障害者の施設等で取り扱っている品物をご覧いただくことができます。

各課においては具体的にどうやって購入すればいいのかわからないという声も聞きますので、購入した事例もあわせてご案内して、障害者就労施設等からの調達に結びつけるようにしております。

施設側の方には、仙台市の内容としてこの表の主な品目ではなかなか分かりづらいということであれば、具体的なところでご案内するといった情報提供はさせていただいております。

他の自治体の事例の把握や、取り組みを参考にというようなご意見については、実際に共同受注窓口、市川委員が会長をやられている組織がありますので、そちらとも情報共有を図りながら、我々も他都市の事例を集めて、参考にできるものは参考にしていきたいと思っております。

会 長 よろしいでしょうか、市川委員。何かコメントとかはありますか。

市川委員 そのことについてはよろしくお願いします。

あと、追加で資料をお願いできるのであれば、発注の件数は書いてあるんですけども、実際発注された事業所がそれぞれ何事業所ぐらいあるのか、これを次回でもいいので教えていただければと思います。

事務局
(石川課長)
会長

それでは次回、お届けしたいと思います。
中村委員、お願いいたします。

中村(祥)
委員

障害の施設であっても、社会的に温情ではなく商品の価値で買っていただくということを中心に努めて頑張っている次第でありまして、物品に関しましてはそういう市場のものとの比較ということがとても分かりやすいと思います。

役務についてちょっと伺いますが、仙台市の場合は例えば印刷とかクリーニングとか清掃ですとかは、入札みたいな形で役務を限定しているのか、その際労働対価というものの下限が設定されているのか聞かせていただきたいと思います。実は県の事業で、そういう掲示された公開性のものがありまして、それが下限の人件費というのが設定されておりませんので、限りなく低くなってまいりまして、障害者の工賃もなるべく高くというふうに言っているものの、低く入札するところがありますと行政が一番低い価格で契約するということになっていきますので、どんどん下がっていくわけですね。そのことに少し疑問を持ったりしておりましたので、仙台市の場合はどのようになされているのか、それから人件費というものに関しての下限枠を設けていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

会長

事務局、お願いします。

事務局
(石川課長)

役務の提供の中で清掃という業務があります。入札による契約は、例えば本庁舎の清掃業務等はやっておりますけれども、入札の際、土木工事などでは入札の下限の額があるのは存じておりますが、役務については、清掃等について下限を設けて入札しているのかどうかということは、今この場でお答えできないので、調べてみます。基本的には入札による競争で業者を決めているというところは間違いのないと思います。

会長

よろしいですか。

事務局
(石川課長)

付け加えさせていただきますが、そのほかにいわゆる障害のある方の施設等については、この優先調達法以外の地方自治法の施行規則の中で随意契約ができる範囲とか要件がございますので、そういった中で要件に合致すれば入札という方法ではなくて、随意契約、この場合は 1 社だけではなくて見積もりをしたり、いろいろ競う方法がありますが、そういった形での契約というのもありますので、必ずしも入札によるものではないというところがございます。

会長

そのほか、いかがでしょうか。
目黒委員、お願いします。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

目黒委員 役務のところですけども、件数と金額がゼロになっているところがありますが、これは全国的にこの項目があるからこの様式で出しているのだと思いますが、この欄があるということはここがいっぱいやれているところもありますよね。そうすると、そのやり方が分からないから仙台市の場合はゼロということなのかなと。その情報とか、もっとこうすれば仙台市でも使えるよと優しく言ってもらえるようなことがあると、この辺の数字が埋まっていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (石川課長) この法律は、先ほどご説明したように 25 年 4 月施行ということで、今回が 1 回目の実績の発表となってございます。国ではあらかじめ想定されるような業務としてはこういう契約があるのではないかとこのを分類した形がここにお示した項目になってございます。今お話あったように、全国の統計が集まった中で、ここの情報処理とか飲食店の運営がどのくらいあるのかということはもちろん我々もつかんで、どういった発注なり契約をしているのかというのは我々も調べたいというふうに思っています。全国的に多いのか少ないのかも、今回が初めてのことなので分からない状況です。

会 長 よろしいですか。

目黒委員 よろしくお願いします。

会 長 事務局からの話にもありましたように、庁内でもこのシステムというか、物品等の調達に関する手続等とか周知をしっかりといただくということで、新たに 9 つの課が取り組んだということ、さらにもっと可能性があること、これをしっかりと周知していただければと思います。

併せて、市川委員のほうからも、やはり提供する側としても具体的に打ち合わせをして行っているとは思いますが、さらにその辺もよろしく願いいたします。

市川委員、お願いします。

市川委員 情報提供ということで、今のお話に関係したことを我々の団体が 27 日、仙台市長と話し合いを持たせていただきます。我々のほうで要望を出させていただくという、そういう会をあさって設けておりますので、今のお話なども踏まえながら話をさせていただければと思います。

会 長 よろしく願いいたします。

中村委員、お願いします。

中村（祥） 委員 庁内で買っていただくのはとてもありがたいのですけれども、働く場の開拓ですとかそういうことに関しては本当に今大変な状況で、なかなか障害者雇用が進まない状況です。物品の購入や、役務の受け皿と同時に、例えば特例子会社の誘致ですとか、社会的就労の場の創造というものに仙台市が着手していただけたら、より支援つきの就労の輪が広がるのではないかと考えています。一般就労になかなか手が届かない段階での受け皿がぜひ必要だと思いますので、市長にお会いになるときにそんなことも申し上げていただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長 貴重な意見ありがとうございます。
黒瀧委員，お願いします。

黒瀧委員 今就労のお話になっていますので、精神の場合は就労ということがすごく難しいです。身体の方，知的の方，そちらは軽い症状の方なら就職の受け入れ体制があるのですけれども，精神の場合は軽くても断られます。断られるということがすごく皆さん傷つきます。ほかの団体の方は受け入れてもらえるのに，一生懸命働こうとするその気持ち，体調がよくなって，お薬もきちんと飲んで，安定しているにもかかわらず断られる，そういうことはどこに私たちは投げかけていいのかわからないのか。みんな泣き寝入りという感じです。それを少し皆さんに力をかしていただきたいというのがすごく強く感じます。よろしく願いいたします。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 (石川課長) ご存じかと思いますが仙台市には就労支援センターというのが泉区役所の隣にございます。そこでは，仕事を求めている障害のある方のご相談を受けたり，併せて企業側に働きかけて，障害の理解ですとか，トライアルで障害の方を一定程度就労訓練のような形でお願いできないかというようなこととお話ししたり，さまざまな形で障害のある方の雇用が進むよう相談の受付や，働きかけも行っていますので，そちらはこのまま進めていきたいということが1点です。

それから，障害者の法定雇用率が 25 年から上がったということを受けて，精神障害の方の就業者数といいますか，仕事に携わる方が身体障害の方よりも伸びが大きくて，全国的には逆転したといいますか，超えたというような報道もあったようですので，今企業では精神障害の方を積極的に雇用するという風向きにあると思っていますところでは。

黒瀧委員 ありがとうございます。少し気持ちが明るくなります。よろしく願いいたします。

会 長 小山委員，お願いします。

小山委員 ハローワークの職員ということもありますので，ただいまのお話のとおり精神障害

を持たれている方の登録が非常に増えております。その中で、実際就職されている方も大分いらっしゃる、それも多く増えているということでございます。そういう意味では、企業側の理解がやはり少しずつでも進んでいると言えるのではないかと考えています。私どもも地道にということではありますけれども、仙台市とも連携しながらやっていきたいと思っているところです。そういった報告だけということにさせていただきます。

会 長 大事な報告、ありがとうございました。
よろしいでしょうか。

併せて、本日は障害者差別解消法の議論になりましたけれども、雇用促進法に関する差別の禁止と合理的配慮、差別解消法の合理的配慮は努力義務ですけれども、雇用促進法は義務化されておまして、そのガイドラインが研究会報告は6月6日に出たはずですし、7月4日ぐらいに労働政策審議会の障害者雇用分科会でも議論になると思いますので、そちらのほうの情報も次のときに事務局から出していただければと思います。

その議論の中で、やはり先ほど事務局からもお答えいただきましたし、小山委員からもありましたけれども、実際雇用したいがそのノウハウが分からないという企業の方の声もありますので、それも周知していくということが大切だということと、やはり差別解消法よりも雇用促進法の改正のほうが時期的にも内容についても今のところはリードしているところのように思いますので、その情報もお願いいたします。

そのほか、よろしいでしょうか。

というようなことで、協議事項、報告事項については終わらせていただいてよろしいでしょうか。

(4) その他

会 長 次は、(4) その他とあります。皆さんからありますか。よろしいですか。まず事務局からということで、お願いします。

事務局 (高橋課長) その他でございますが、お手元に「ふれあいガイド」と「ヘルプカード」をお配りしてございます。ふれあいガイドにつきましては、26年度の新しいものができ上がりましたので、ご覧いただきたいと思っております。

それから、ヘルプカードにつきましては、昨年度の最後の施策推進協議会でご報告をしたところでございますけれども、きちんとした形で完成をいたしましたので、お配りをしております。ふれあいガイドの最後のページにも綴じ込んでおまして、幅広くご利用いただけるのではないかと考えています。1万6,000部作成をいたしまして、区役所やウェルポートを初めとする専門相談機関のほうに配置をいたしましたほか、各障害者団体、あと市内の小中学校、特別支援学校にお送りしております。それとあ

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

わせまして、民生委員児童委員の協議会や、市役所の避難所担当職員研修会など、いろいろな場所で配布をしながら、周知をしているところでございます。

それで今、皆様のお手元に「助けてカード」が配られていると思いますが、これは目黒委員のほうでおつくりいただいたものだという事なので、ぜひご紹介いただければと思います。

会 長 目黒委員、お願いします。

目黒委員 ヘルプカードに対抗してということではありませんけれども、自分たちで欲しい情報といいますか、人に知ってもらいたい情報を書き込んで、一番書きやすい形で作ってみました。私たちのブログからもダウンロードできるようになっています。

それで、この点を注意して記入くださいというのは、「助けてカードを作りましょう」にありますので、読んでいただければと思います。

四つ折りにして、持って歩くように想定しています。後ろに家族からのメッセージが読めるようにしました。自分たちはヘルプカードよりいいと思っているのですが、自画自賛ですみません。

それから、今年山形で自閉症協会の全国大会がありますので、ぜひそちらのほうの状況も見ていただけたらと思います。

それから、ばっけ通信「いとご増刊」をお配りしましたので、読んでいただければと思います。

会 長 では、その他ということで、委員の皆様からよろしいですか。

ということで、私のこの進行をしてきた役目としてはここで終わりとさせていただきます。

(6) 閉 会

署名人 久保野 克美子 